

# 仕様書

## 1 委託業務名称

西淀川区「子育て情報マップ」デザイン制作業務委託

## 2 規格形状

本業務に印刷は含まれないが、マップデータの制作は次の規格を想定し行うこと。

- ・縦 420mm ×横 594mm
- ・8 ページ4つ折り（四つ折りでジャバラ折）、仕上げ A4

## 3 業務内容

- ① 西淀川区「子育て情報マップ」の規格編集（デザイン・レイアウト・タイトル・イラストカット作成等）の一切を行うこと。
- ② 写真・図・イラスト・西淀川区マスコットキャラクター「に～よん」を用いた表現により、利用者が見やすいデザイン・レイアウトにすること。
- ③ 編集を開始する前に、デザイン・レイアウトの原案を提示し、事業担当とスケジュールやデザイン・レイアウトの方向性を協議すること。
- ④ 表面に情報面（基本情報、各種連絡先など）を作成すること。基本情報となるテキスト及び写真データについては、契約締結後速やかに本市より電子メールにより提供する。
- ⑤ 中面に西淀川区の地図を作成し、編集を行うこと。地図には下記の情報を入れること。

町名・番地	河川
公園	行政機関
学校園	駅
子育て支援施設・子育てサロン	病院（内科・歯科）
児童発達支援施設・放課後デイサービス	区役所（簡易イラスト付）

## 4 契約期間

契約日から令和8年7月10日（金）まで

## 5 校正

校正は責了とせず、校了まで繰り返し行うこと。

校正はデータで行うこと。

## 6 納品物

- ① 最終版の PDF ファイル（10MB 未満のもの）
- ② 最終版の ai データ（アウトライン前及びアウトライン後のもの）

7 納品期日及びその方法

令和8年7月10日（金）までに①と②をCD-ROMまたはDVD-ROM媒体にて提出すること。

8 納入場所 大阪市西淀川区御幣島1丁目2番10号 2階21番  
西淀川区役所保健福祉課（こども福祉）

9 事業実施及び支払いについて

事業の進捗状況については、本市の要請に基づき、随時申告すること。  
契約金額については、納品物を納品期日までに提出後、一括して支払うものとする。

10 その他

- ・この仕様書に疑義が生じたときは、本市と十分協議すること。
- ・受注者は成果物にかかる受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう）を成果物の引き渡し時に発注者へ無償で譲渡すること。
- ・発注者は、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができるものとする。
- ・受注者は、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。
- ・受注者は、発注者が承諾した場合には、成果物を使用もしくは複製し、又は当該成果物の内容を公表することができるものとする。

11 特記事項

- ・納入時期、納入場所については、事前に事業担当と打合せすること。
- ・契約金額は、マップの企画編集・レイアウト・納品に関する経費等、本業務に関する一切の経費を含めるものとする。
- ・応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は、質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、当区解釈によるものとする。

12 事業担当 大阪市西淀川区御幣島1丁目2番10号 2階21番  
西淀川区役所保健福祉課（こども福祉）  
担当：黒田（電話06-6478-9920）

## 特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の西淀川区役所総務課（連絡先：06-6478-9985）に報告しなければならない。

### 公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

#### （条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

#### （公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（西淀川区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（西淀川区役所総務課）へ報告しなければならない。

#### （調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

#### （公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### （発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

## 再委託に関する特記事項

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
  - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
  - (2) 本仕様書2業務内容に記載するもの。ただし、キの内容を除く。
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。
- 5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

## 生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

### 生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
- ※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます  
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること  
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること